

令和2年6月4日

保護者の皆さまへ

京都市立修学院第二小学校
校長 河井 誠人

段階的な学校の再開に伴う給食費の減額調整について（通知）

平素より、本校教育にご理解とご協力いただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、6月1日から学校を再開し、段階的に教育活動を実施するのに伴い、中止した給食回数分の給食費を下記のとおり減額して集金いたしますので、ご連絡申し上げます。

記

1 給食費のしくみ及び集金額の算出方法について

給食費は毎月ご負担いただく金額を平準化するため、年額を11ヶ月（給食実施月数）で均して集金させていただいております（月額4,700円）。

4・5・6月分の給食費につきましては、月額4,700円から各月に中止した回数分の金額（1食単価262円×中止回数）を減額して集金し、年間の集金額が実施予定の年間給食回数分となるように調整いたします。

そのため、4月の給食は実施しなかったものの、給食費を減額して集金することになります。年間を通しては、給食回数の多い月と少ない月がありますので（例：4月は12回、10月は21回）、過剰に4月分の給食費をお預かりしているということではありません。

また、給食費はすべて食材購入に充てており、4月には今後使用予定の調味料や保存可能な食材を購入しているため、4月分としてお預かりした給食費は、その支払いに充てております。

なお、すでに学校において購入済みのものも含め、給食中止により提供できなかった給食の食材費は京都市が負担することになっておりますので、中止になった給食の食材費をご負担いただくことはありません。

2 集金額について

(1) 学校再開後の給食中止期間

6月1日(月)～5日(金)(5日分), 8～11日のうち2日(2日分)

合計 7日分

(2) 給食費減額調整額

1食単価@262円×給食中止回数

262円 × 7回 = 1,834円

(3) 集金額

5月及び6月に中止した分の給食費を, 6月分及び7月分の集金額から減額いたします。

【6月】 0円

(算出) 4,700円 - 4,454円 [5月中止回数分減額] ※1 = 246円

246円 - 246円 [6月中止回数分の一部減額] = 0円

※1 5月の中止回数分減額 262円×17回=4,454円

(5月7日～29日中止分。5月集金時に減額済みの5月1日分を除く。)

【7月】 3,112円

(算出) 4,700円 - 1,588円 [6月中止回数分減額残] ※2 = 3,112円

※2 1,834円 [減額調整額] - 246円 [6月中止回数分の一部減額] = 1,588円

(4) 口座引落日

【6月】 6月10日

【7月】 7月10日